

(2026年4月30日発表)

職員の懲戒処分が発令について

本日、以下のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

◆処分年月日

2026年4月30日(木曜日)

◆被処分者、処分内容及び処分事由

被処分者:島田消防署 消防士 小澤 優生(おざわ ゆう) 22歳 男性

内容:免職

事由:地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

(法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行)

◆事案の概要

被処分者は、次に掲げる行為を行いました。

なお、次に掲げる行為のうち、(2)については、(1)を発端とする当局における被処分者への聴取により発覚したものです。

(1)2025年11月3日(月)16時31分頃、浜松市内のドラッグストアにおいて、サプリメント1個及びノート1冊を自身のリュックサックに入れ、精算をせずにレジを通過し、3,000円相当の商品を窃取しました。このことにより、2026年3月4日(水)7時42分に自宅において、浜松中央警察署員に逮捕されました。

(2)また、2025年11月3日(月)15時50分頃及び16時11分頃に、(1)とは別の浜松市内のドラッグストア2店舗において、それぞれサプリメント10個、サプリメント9個を自身のリュックサックに入れ、精算をせずにレジを通過し、合計70,000円相当の商品を窃取したものです。

◆消防局長コメント

当局職員が市民の皆様の信頼を損なう行為を行ったことについて、深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対して、職場の内外を問わず、なお一層の綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

2026年4月30日

静岡市消防局長 なるさわ ひろひさ
成澤 央久

【問い合わせ先】

消防局 消防総務課(消防局庁舎3階)、担当者:白鳥、入澤 電話:054-280-0132